

由利本莊市情報セキュリティ対策基本宣言

今日、インターネットをはじめとする情報通信ネットワークや情報システムの利用は、生活、経済、社会のあらゆる面で拡大しています。その一方、個人情報をはじめとする機密情報の漏えい、情報資産の破壊や改ざん、不作為や過失に起因するシステム障害等が後を絶たず、こうした事象への対策が急務となっております。また、災害やテロがもたらすシステム障害やパンデミックにより生じるシステム運用の機能不全等にも備えなければなりません。

本市は、市民の個人情報や行政運営上の重要情報など、適切に保全されなければならない情報を多数取り扱っています。加えて、電子行政が推進され、多くの業務が情報システムやネットワークに依存しています。したがって、これらの情報資産をさまざまなリスクから守ることは、市民の権利や利益を守るためにも、また、行政の安定的で継続的な運営のためにも、必要不可欠であると言わなければなりません。

これらの状況を鑑み、本市における情報資産に対する安全対策を推進し、市民からの信頼を確保するため、本市は、情報セキュリティ対策要綱を制定、遵守し、次の取組みを行うことを宣言します。

- (1) 本市の保有する情報資産を適切に管理します。
- (2) 情報セキュリティ対策に取り組むための全庁的な体制を確立します。
- (3) 情報セキュリティ対策の重要性を認識させ、当該対策を適切に実施するために、職員等に対して必要な教育と訓練を実施します。
- (4) 情報セキュリティ対策の具体的基準として情報セキュリティ対策基準を策定し、その実行のための手順等を盛り込んだ情報セキュリティ対策実施手順を整備します。
- (5) 全ての職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティ対策関連規程を遵守します。
- (6) 情報セキュリティに関する事故が発生した場合又はその予兆があった場合の対応計画を定めます。
- (7) 情報セキュリティ対策の実施状況の監査及び自己点検等を通して、定期的に対策の見直しを実施します。

平成27年10月1日

最高情報セキュリティ責任者（CISO）

小野 一彦